

## 離職された皆様へ

ハローワークはあなたの就職のサポーターです。

【ハローワークでは、多様な就職支援メニューを取り揃えています!!】

《平成25年度は約15万人の方が都内のハローワークの紹介で就職しています。》

### 《職業相談》

職業相談の窓口では、専門スタッフによる求人内容の詳細な情報の提供、応募状況の確認、キャリア・コンサルタントなどにより、あなたの就職活動を強力にサポートします。

### 《職業紹介・求人情報提供》

全国のハローワークで受付けた約80万件の求人をタッチパネル方式のパソコンでご覧になれます。もちろん、窓口でハローワークスタッフと相談しながら応募する会社を決めることもできます。

### 《キャリア・コンサルタント・応募書類の作成支援等》

ご自身の経歴に基づいた相談、課題の早期解決を図るためには、専門スタッフに相談することが効果的です。都内のハローワークには、キャリア・コンサルタントによる相談が受けられる窓口を設置し、完全予約制・マンツーマンによる履歴書・職務経歴書の作成方法や面接の受け方などの就職支援等も実施しています。

ハローワークのご利用で早期の就職を！ (P12~14)

## 失業給付を受けようとする方は…

退職後、\*あなたの住所を管轄するハローワークに必要な書類を持参のうえ、就職の申込みをする必要があります。詳しくは、1~11ページをご覧ください。

受給手続き先：\*あなたの住所を管轄するハローワーク（\*裏面一覧参照）  
（船員だった方で、引き続き船員のお仕事を希望される場合は、  
あなたの住所を管轄する地方運輸支局）

受付時間：平日8:30~17:15（土・日・祝日・年末年始は休み）  
（16時以降は大変混雑が予想されますので、お早めにご来所ください。）

※ 失業給付の手続きをすると老齢厚生年金が支給されなくなる場合があります。  
年齢が60歳から65歳未満の方は、10ページ⑩を必ずお読みください。

受給手続きに必要な書類や制度のご案内は次ページより記載しています。

— ご不明な点がございましたら、ハローワークへお問い合わせください。 —

（なお、東京都以外にお住まいの方は、住所を管轄するハローワークへお問い合わせください。）



厚生労働省



東京労働局

東京労働局職業安定部  
ハローワーク（公共職業安定所）

## ① 雇用保険の求職者給付とは

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「求職者給付」があります。「求職者給付」には、一般被保険者に対する「基本手当」、高年齢継続被保険者（※1）に対する「高年齢求職者給付金」、短期雇用特例被保険者（※2）に対する「特例一時金」などがあります。

以下、最も代表的な「基本手当」（いわゆる失業手当）を中心に、その内容や手続きを説明します。 ※1 同一の事業主に65歳に達する前から引き続いて、65歳以後雇用されている方（船員であった方は生年月日により年齢要件が異なる場合があります）

※2 季節的業務に期間を定めて雇用されている方、季節的に入・離職されている方

失業の状態ですぐに働ける方は  
受給資格決定の手続きを

病気、出産、育児などですぐには働けない方は  
受給期間延長申請を

下記②以降を参照してください

9ページの⑨を参照してください

## ② 失業の状態ですぐに働ける方とは

離職し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方をいいます。

### 受給手続きに必要なもの

1. 離職票—1 → 氏名や口座番号などをあらかじめご記入ください。（下記〈記入例〉参照）
2. 離職票—2
3. 運転免許証または住民基本台帳カード（写真付き）これらをお持ちでない方は、次の①～③のうち、異なる2種類をお持ちください。（コピー不可）
  - ①旅券（パスポート）または、健康保険被保険者証
  - ②住民票記載事項証明書（住民票の写しまたは、印鑑証明書）
  - ③国民健康保険被保険者証
4. 本人の印鑑（認印で可。スタンプ印は不可。）
5. 写真2枚（最近の写真、正面上半身、ﾀｲﾌﾞ3.0cm×ｺﾞｺ2.5cm）
6. 本人名義の預（貯）金通帳（インターネットバンク・外資系金融機関以外のもの）  
※金融機関指定届に金融機関による確認印があれば、通帳は必要ありません。  
※普通預金口座に限ります。
7. 船員であった方は船員保険失業保険証および船員手帳

〈記入例〉

求職者給付等払渡希望金融機関指定届				
	フリガナ	ロードウ	タロウ	
届出者	1 氏名	労働 太郎		
	2 住所または居 所	東京都千代田区霞ヶ関1の2の2		
払渡希望金融機関	フリガナ	○×ギンコウ	△◇シテン	金融機関確認印 ○×銀行 △◇支店
	3 名称	○×銀行 △◇支店		
	4 預金(貯金)通帳の記号(口座)番号	1234567		
				金融機関コード 9 8 7 6 5

## ③ 次のような方は、原則として求職者給付の支給を受けられません

求職者給付（基本手当ほか）は、再就職をめざす方を支援する制度です。原則として次に該当する方には支給されません。詳しくはハローワークにご確認ください。

- ① 家事に専念する方
- ② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方
- ③ 家業に従事し職業に就くことができない方
- ④ 自営を開始、または自営準備に専念する方（求職活動中に創業の準備・検討を行う方は支給可能な場合があります）
- ⑤ 次の就職が決まっている方
- ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方
- ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方
- ⑧ 会社の役員等に就任している方（事業活動及び収入が無い場合は窓口でご相談ください。）
- ⑨ 就職・就労中の方（試用期間を含む）
- ⑩ パート、アルバイト中の方
- ⑪ 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方

#### ④ 求職者給付を受ける資格は 【基本手当の受給資格】

- ◆原則として、離職の日以前2年間に12か月以上被保険者期間（※1）があること。
- ◆倒産・解雇等による離職の場合（特定受給資格者に該当）、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由による離職の場合（特定理由離職者に該当）（※2）は、離職の日以前1年間に6か月以上被保険者期間があること。

※1 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。

※2 特定受給資格者・特定理由離職者については次ページをご参照ください。

《複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全て提出してください》

☆高年齢継続被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金は、離職の日以前1年間に6か月以上の被保険者期間が必要となります。

#### ⑤ 基本手当の給付日数 【所定給付日数】

- ◆ 定年・自己都合退職、懲戒解雇の方
- ◆ 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

離職時の満年齢	被保険者であった期間	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
		65歳未満	90日	120日
障害者等の就職困難者	45歳未満	300日		
	45歳以上65歳未満	360日		

離職時の満年齢	被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
		30歳未満	90日	90日	120日	180日
30歳以上35歳未満	180日	210日			240日	
35歳以上45歳未満		180日		240日	270日	330日
45歳以上60歳未満	150日			180日	210日	240日
障害者等の就職困難者	45歳未満	150日	300日			
	45歳以上65歳未満		360日			

次の方には、一時金を一括支給します。

- ◆ 高年齢継続被保険者（65歳以上で退職された方）

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

- ◆ 短期雇用特例被保険者（季節的業務に就いていた方）

特例一時金の額	40日分
	（暫定措置）

船員であった方は生年月日により年齢要件が異なることがあります。

※「被保険者であった期間」には、今回離職した事業所以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

## 特定受給資格者とは

特定受給資格者とは、離職理由が、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者です。

これに該当する方の所定給付日数は前ページ「⑤基本手当の給付日数【所定給付日数】」

◆特定受給資格者・一部の特定理由離職者の表をご覧ください。

また、厚生労働省のホームページにパンフレットを掲載しております。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000042710.pdf>

◆以下は概要となりますので、詳細については職員までおたずねください。

### 【特定受給資格者の判断基準】

#### I 「倒産」等により離職した者

- ① 倒産(破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続の申立て又は手形取引の停止)に伴い離職した者
- ② 事業所において事業規模もしくは事業活動の縮小等により大量雇用変動の届出がされたため離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者の3分の1を超える者が離職したため離職した者
- ③ 事業の廃止に伴い離職した者
- ④ 事業所の移転により、通勤することが困難となったため離職した者

#### II 「解雇」等により離職した者

- ① 解雇(重責解雇を除く。)により離職した者
- ② 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者
- ③ 賃金(退職手当を除く。)の額の3分の1を超える額が支払期日までに支払われなかった月が引き続き2か月以上となったこと、又は離職の直前6か月の間のいずれかに3か月あったこと等により離職した者
- ④ 賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて85%未満に低下した(又は低下することとなった)ため離職した者(当該労働者が低下の事実について予見し得なかった場合に限る。)
- ⑤ 離職の直前6か月のうちに(1)いずれか連続する3か月で45時間、(2)いずれか1か月で100時間、又は(3)いずれか連続する2か月以上の期間の時間外労働を平均して1か月で80時間を超える時間外労働が行われたため離職した者、事業主が危険若しくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において当該危険若しくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったため離職した者
- ⑥ 事業所が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため離職した者
- ⑦ 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者
- ⑧ 期間の定めのある労働契約の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において、当該労働契約が更新されなかったことにより離職した者(上記⑦に該当する者を除く。)
- ⑨ 上司、同僚等からの故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたことにより離職した者
- ⑩ 事業主から直接もしくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者(従来から恒常的に設けられている「早期退職優遇制度」等に応募して離職した場合はこれに該当しない。)
- ⑪ 事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き3か月以上となったことにより離職した者
- ⑫ 事業所の業務が法令に違反したため離職した者

## 特定理由離職者とは

特定理由離職者とは、特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した方です。

これに該当する方は、受給資格にかかる離職の日が平成21年3月31日から平成29年3月31日までの間にある方に限り、所定給付日数が特定受給資格者と同様になる場合があります。(※1)

(※1) 下記Ⅱに該当する方は、被保険者期間が12か月未満(離職以前2年間)で、かつ、6か月以上(離職以前1年間)ある場合に限り、所定給付日数が特定受給資格者と同様になります。

◆以下は概要となりますので、詳細については職員までおたずねください。

### 【特定理由離職者の判断基準】

I 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者(その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。)(左記「特定受給資格者の判断基準」のⅡの⑦及び⑧に該当する場合を除く。)(※2)

(※2) 労働契約において、契約更新条項が「契約を更新する場合がある」とされている場合など、契約の更新について明示があるが契約更新の確約がない場合がこの基準に該当します。

Ⅱ 以下の正当な理由のある自己都合により離職した者(※3)

- ① 体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者
- ② 妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長の措置を受けた者
- ③ 父もしくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父もしくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合又は常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した者
- ④ 配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職した場合
- ⑤ 次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
  - i 結婚に伴う住所の変更
  - ii 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼
  - iii 事業所の通勤困難な地への移転
  - iv 自己の意思に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと
  - v 鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等
  - vi 事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避
  - vii 配偶者の事業主の命による転勤もしくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避
- ⑥ その他、「特定受給資格者とは」のⅡの⑩に該当しない企業整備による人員整理等で希望退職に応じて離職した者等

(※3) 給付制限を行う場合の「正当な理由」にかかる認定基準と同様に判断されます。

(※4) 特定理由離職者の判断基準については、受給資格決定にかかる離職日が、平成21年3月31日以降の離職者に適用されます。

(※5) 船員だった方については、取扱いが異なる場合があります。詳しくは受給手続の際に窓口職員にご相談ください。

## ⑥ 給付される金額は

求職者給付のうち、失業の状態にある日について支給する手当を「基本手当」といいます。

(1)基本手当の日額は、原則として、離職される直前の6か月間に支払われた賃金の合計金額を、180で割った金額（賃金日額）のおよそ80%～45%になります（基本手当の日額については、別途上限が定められています）。

※基本手当の日額は、「毎月勤労統計」の結果に基づき、毎年8月1日に改定されます。

(2)基本手当の日額は、年齢層ごとにも上限が定められています。

（基本手当の支給対象となる日が平成26年8月1日から平成27年7月31日までの場合）

賃金日額 (w 円)	給付率	基本手当日額 (y 円)
------------	-----	--------------

### ●離職時の年齢が30歳未満または65歳以上の方

2,300円以上 4,600円未満	80%	1,840円～ 3,679円
4,600円以上 11,650円以下	80%～50%	3,680円～ 5,825円 (*1)
11,650円超 12,780円以下	50%	5,825円～ 6,390円
12,780円 (上限額) 超	—	6,390円 (上限額)

### ●離職時の年齢が30歳以上45歳未満の方

2,300円以上 4,600円未満	80%	1,840円～ 3,679円
4,600円以上 11,650円以下	80%～50%	3,680円～ 5,825円 (*1)
11,650円超 14,200円以下	50%	5,825円～ 7,100円
14,200円 (上限額) 超	—	7,100円 (上限額)

### ●離職時の年齢が45歳以上60歳未満の方

2,300円以上 4,600円未満	80%	1,840円～ 3,679円
4,600円以上 11,650円以下	80%～50%	3,680円～ 5,825円 (*1)
11,650円超 15,610円以下	50%	5,825円～ 7,805円
15,610円 (上限額) 超	—	7,805円 (上限額)

### ●離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方

2,300円以上 4,600円未満	80%	1,840円～ 3,679円
4,600円以上 10,490円以下	80%～45%	3,680円～ 4,720円 (*2)
10,490円超 14,910円以下	45%	4,720円～ 6,709円
14,910円 (上限額) 超	—	6,709円 (上限額)

\*1  $y = (-w^2 + 23,400w) / 23,500$

\*2  $y = (-7w^2 + 126,440w) / 117,800$ ,  $y = 0.05w + 4,196$  のいずれか低い方の額

なお、「賃金日額下限額」及び「基本手当日額下限額」も下表のように定められています。

賃金日額下限額	基本手当日額下限額
2,300円	1,840円

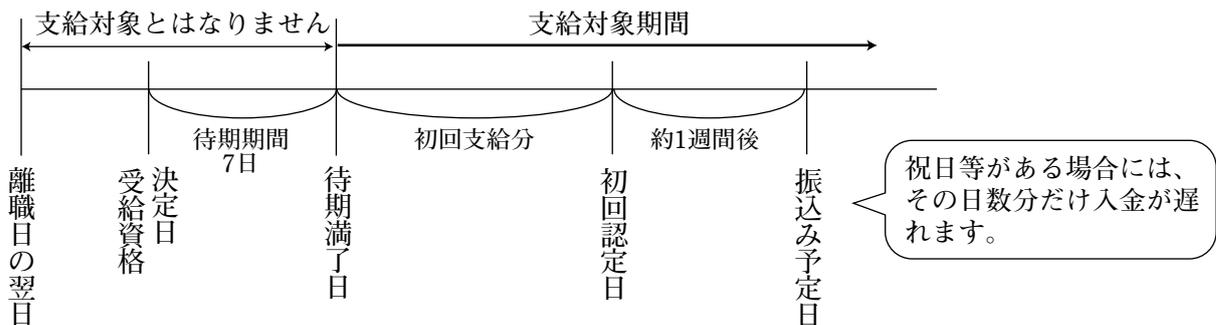
⑦ 支給の開始と期間 【待期】【給付制限】【受給期間】

離職理由	解雇・定年等により離職	自己都合、懲戒解雇により離職
支給の開始	離職票を提出し、求職の申込みをしてから7日間の失業している日(待期)が経過した後	離職票を提出し、求職の申込みをしてから7日間の失業している日(待期)+3か月(給付制限)が経過した後
受給期間	<p align="center"><b>離職の日の翌日から1年間</b></p> <p>1年の間に所定給付日数を限度として支給します。受給期間を過ぎてしまうと、給付日数が残っていても支給されません。(早めに手続きをしてください)</p>	

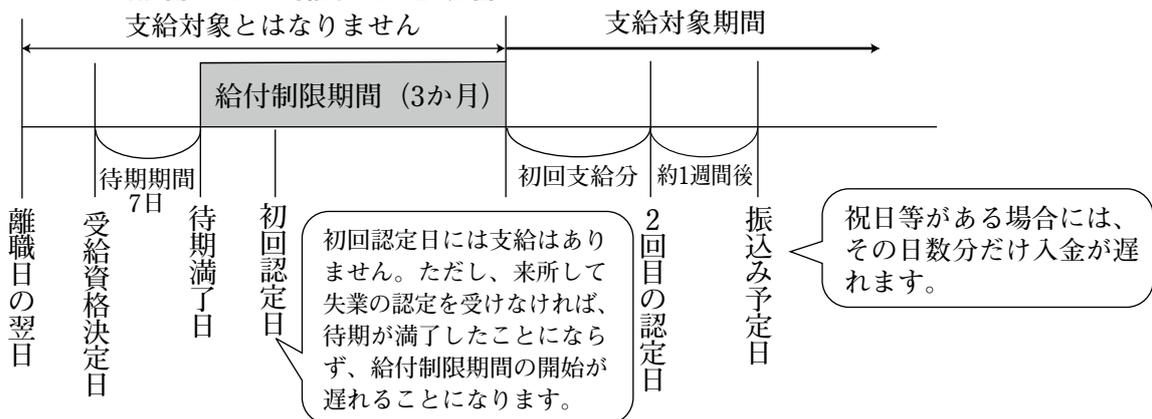
※ 基本手当を受けるには、原則として4週間に1回の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。

★ 高年齢継続被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金の受給期限(支給を受けることができる期限)は**離職の日の翌日から1年を経過する日**、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金の受給期限は**離職の日の翌日から6か月を経過する日**となります。

例1 会社の都合により離職した場合



例2 自己都合により離職した場合



## 基本手当の受給手続きの流れ

### ご注意ください!

偽りその他不正の行為によって求職者給付を受け、または受けようとした場合は不正受給として厳しい処分が行われます。(例：就職・就労の不申告、自営・自営の準備の不申告等)

離職

求職の申込みと受給資格の決定

受給手続きをする本人が、必要書類（1ページの「受給手続きに必要なもの」参照）を\*住所管轄のハローワークにご持参ください。ハローワークでは、提出された書類等により受給資格の確認・決定を行います。（\*裏面一覧参照）

職業講習会

ハローワークの利用案内や就職活動の方法・準備の進め方、応募書類の作成や面接のポイント等についてご説明します。  
\*職業講習会は、待期期間満了後となる場合もあります。

雇用保険説明会

受給資格者証など必要な書類をお渡しします。  
また、雇用保険の受給手続きの進め方について説明します。  
\*雇用保険説明会は、下記の待期期間満了後となる場合もあります。

待期満了

受給資格の決定を受けた日から、失業の状態が通算して7日間経過するまでを「待期期間」といい、この間の基本手当は支給されません。

給付制限

自己都合、懲戒解雇で退職された方は、待期満了の翌日からさらに3か月間基本手当は支給されません。  
これを「給付制限」といいます。

失業の認定

認定日ごと（原則として4週間に1回）に受給資格者証と失業認定申告書を提出してください。  
就労の有無、求職活動の実績などを確認して失業の認定を行います。

基本手当の支払い

失業の認定を受けた日数分の基本手当は、あなたの普通預金口座への振込みとなります。（振込みまでの期間をご指定の金融機関によって異なりますが、おおむね1週間程度かかりますのでご了承ください）

原則として4週間ごとにあなたの認定日が指定されます。

### 職業相談をご利用ください

求人閲覧、職業相談などは、認定日以外の日も利用できます。  
積極的な求職活動で1日も早い再就職を!!

就職

就職後の給付金として、再就職手当・就業促進定着手当・就業手当・常用就職支度手当・高年齢再就職給付金などを申請できる場合があります。  
（8ページ⑧を参照ください）

支給終了

支給終了後も職業相談はいつでも受け付けています。  
お気軽に、ハローワークをご利用ください。

## ⑧ 早期の再就職に支給される手当

雇用保険の受給手続きを取った方が、次の①～⑨の要件を全て満たして、早期に再就職した場合には、**再就職手当**が支給されます。

- ① 就職日の前日までの認定を受けたうえで、支給残日数が3分の1以上残っていること。
- ② 1年を超えて引き続き雇用されると認められること。
- ③ 採用の内定が「受給資格決定日」以後であること。
- ④ 「待期」が経過した後、職業に就いたこと。
- ⑤ 「給付制限」がある方の場合には、「待期」満了後の1か月間はハローワークの紹介または厚生労働大臣が許可した職業紹介事業者の紹介により職業に就いたこと。
- ⑥ 離職前の事業主または関連事業主に雇用されたものでないこと。
- ⑦ 過去3年以内の就職について、「再就職手当」、「常用就職支度手当」の支給を受けていないこと。
- ⑧ 雇用保険の被保険者資格を取得していること。
- ⑨ 再就職手当の支給申請後一定の期間が経過する前に離職したものでないこと。

支給される金額は…

$$\boxed{\text{支給残日数 ※}} \times \begin{matrix} 60\% \\ \text{(支給残日数が2/3以上の場合)} \\ \text{又は} \\ 50\% \\ \text{(支給残日数が1/3以上の場合)} \end{matrix} \times \boxed{\text{基本手当日額}}$$

※ 「支給残日数」とは、就職日の前日までの失業の認定を受けたうえで残っている日数です。早期に再就職した場合は再就職手当の給付率が高くなります。

更に、再就職手当の支給を受けた方が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける前の賃金に比べて低下している場合、**就業促進定着手当**が支給されます。

また、受給期間内に所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態（1年を超える見込みのない雇用）で就業した場合には、その就業日ごとに基本手当日額の30%（1円未満は切り捨て）の**就業手当**が支給されます。

なお、どちらの手当も、年齢により基本手当日額に上限額があります。

離職理由による給付制限を受けた方は、待期期間の満了後1か月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介で就職された場合のみ再就職手当・就業手当が支給されます。

上記の手当以外にも「常用就職支度手当」があります。いずれの手当も支給要件などの詳細については、ハローワークにお問い合わせください。

⑨ **すぐに働くことができない方は… 65歳未満で退職された場合は【受給期間延長】**

離職後1年の基本手当の受給期間内に、下記の理由で働くことができない状態が30日以上続いた場合は、受給期間を延長することができます。

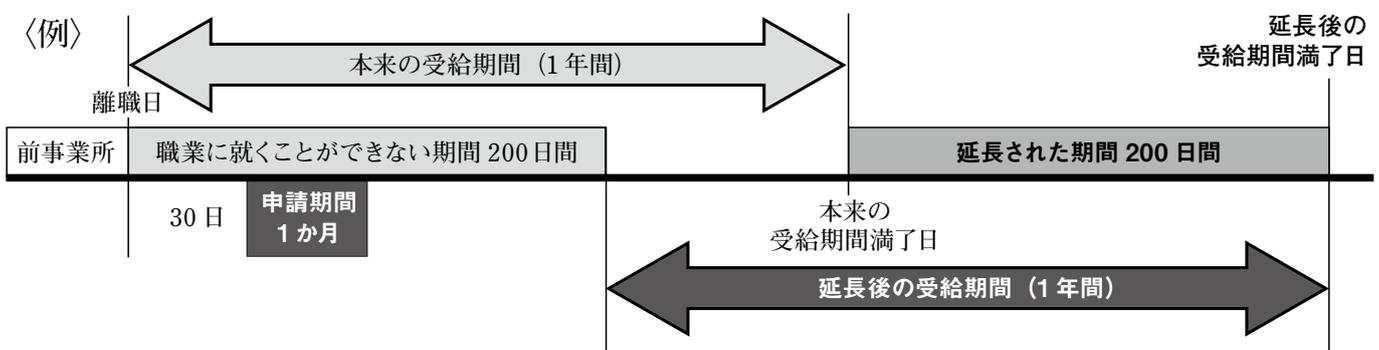
また、教育訓練給付の受講を希望している方については、訓練を受けられる期間を延長することもできます。

- ① 妊娠・出産・育児（3歳未満に限る）などにより働くことができない
- ② 病気やけがで働くことができない（健康保険の傷病手当、労災保険の休業補償を受給中の場合を含む）
- ③ 親族等の介護のため働くことができない（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族）
- ④ 事業主の命により海外勤務する配偶者に同行
- ⑤ 青年海外協力隊等公的機関が行う海外技術指導による海外派遣
- ⑥ 60歳以上の定年等（60歳以上の定年後の継続雇用制度を利用し被保険者として雇用され、その制度の終了により離職した方を含む）により離職し、しばらくの間休養する（船員であった方は年齢要件が異なります）

**受給期間延長の申請手続き**

延長理由	妊娠、出産、育児、病気やけが、親族等の介護 など	60歳以上の定年等 など
申請期間	離職の日（働くことができなくなった日）の翌日から30日過ぎてから1か月以内	離職の日の翌日から2か月以内
延長期間	（本来の受給期間）1年 + （働くことができない期間） <b>最長3年間</b>	（本来の受給期間）1年 + （休養したい期間） <b>最長1年間</b>
提出書類	受給期間延長申請書（※）、離職票—1、離職票—2、本人の印鑑（認印可・スタンプ印は不可）、 延長理由を証明する書類	
提出方法	本人来所、郵送、代理の方（委任状が必要）	原則として本人来所
提出先	住所又は居所を管轄するハローワーク	

※ 受給期間延長申請書はハローワークに用意しております。



★ 高年齢継続被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限（支給を受けることができる期限）の延長はできません。

## ⑩ 60歳以降に再就職された方には・・・

一定の要件を満たす60歳以上65歳未満（※）の雇用保険の被保険者に、高年齢雇用継続給付が支給されます。 ※船員については生年月日によって55歳以上60歳未満となることがあります。

高年齢雇用継続給付には、**高年齢雇用継続基本給付金と高年齢再就職給付金**の2種類があります。

高年齢雇用継続基本給付金は、雇用保険の基本手当等（再就職手当等の基本手当を支給したとみなされる給付を含む）の支給を受けずに再就職した方が対象となる給付金です。60歳到達後の各月の賃金が60歳到達時の賃金に比べて75%未満である場合に支給されます（各月に支払われた賃金の15%が限度となります）。

高年齢再就職給付金は、離職後に基本手当を受給している60歳以上65歳未満の方が、支給日数を100日以上残した状態で再就職（1年を超える雇用見込み）し、再就職後の各月の賃金が賃金日額の30日分と比べて75%未満である場合に、支給されます（各月に支払われた賃金の15%が限度となります）。ただし、再就職手当（8ページ⑧）と同時に受けることはできません。

## ⑪ 年金との併給調整について

65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金と雇用保険の基本手当は同時には受けられません。基本手当を受給するために求職の申込みをすると、基本手当の受給が終了するまでの期間、老齢厚生年金・退職共済年金が全額支給停止になります。

詳細は、お近くの日本年金機構の各年金事務所へご確認ください。

## ⑫ 国民健康保険料(税)の軽減について

特定受給資格者・特定理由離職者として基本手当を受ける方には、国民健康保険料(税)が軽減される制度があります。（高年齢受給資格者・特例受給資格者は軽減制度の対象にはなりません）

軽減を受けるためには届出が必要となります。詳細は、お住まいの市区町村の国民健康保険担当へご確認ください。

# 「求職申込書」とは？

求職申込書は、これから求職活動をするにあたっての必要な情報を、ハローワークに登録していただくためのものです。

求職申込書を作成して、自己のキャリアを振り返り一つずつ整理していくことは、応募先を選ぶ際に役に立ち、「就職活動のはじめの一步」となります。

再就職の第一歩は、まずご自身をよく知ることから始まります。

これまでの職歴を棚卸しながら、記入例を参考に求職申込書をお書きください。

**ポイント①**

**「直近の勤務先」**

直近の勤務先について記入します。  
そこでの仕事内容を振り返り、これからの仕事や希望条件について考えてみましょう。

**ポイント②**

**「経験した主な仕事」**

単に「事務」、「営業」だけでなく、その中でも“どのような内容であったか” “どの程度の仕事を任されていたのか” など、より具体的に記入することで、ご自身の職業経験をアピールすることができます。

**ポイント③**

**「自分のスキル」**

学歴の他、受講した職業訓練などについても記入しましょう。  
免許・資格は所持しているものに加え、現在勉強しているものもあわせて記入し、ご自身のスキルを再確認しましょう。

**ポイント④**

**「就職についての希望」**

あなたが実際に就職活動を行う上での希望条件を記入します。  
ポイント①～③と、今までの状況なども考慮の上、求人とのマッチングを意識した条件を記入しましょう。

- ◆求職申込書は、左記のポイント①～④順にキャリアを整理して書くとよいでしょう。
- ◆下記を参考に必ず鉛筆でご記入ください。

※用紙がお手元にある方は、鉛筆でご記入の上、ハローワークにお持ちください。

**求 職 申 込 書【表面】** 受理日

※裏面の「記入上のお願い」をご参照のうえご記入ください。

21311	〒	0000-0000	[ 東京都 〇〇区 〇〇-1-1 ΔΔ7パート201号室 ]	〒	0000-0000	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]
1 職 社 名	〒	0000-0000	[ 東京都 〇〇区 〇〇-1-1 ΔΔ7パート201号室 ]	〒	0000-0000	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]
2 職 住 所	〒	0000-0000	[ 東京都 〇〇区 〇〇-1-1 ΔΔ7パート201号室 ]	〒	0000-0000	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]
3 職 電 話	〒	0000-0000	[ 東京都 〇〇区 〇〇-1-1 ΔΔ7パート201号室 ]	〒	0000-0000	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]
4 職 業 経 験	〒	0000-0000	[ 東京都 〇〇区 〇〇-1-1 ΔΔ7パート201号室 ]	〒	0000-0000	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]
5 職 業 経 験	〒	0000-0000	[ 東京都 〇〇区 〇〇-1-1 ΔΔ7パート201号室 ]	〒	0000-0000	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]
6 職 業 経 験	〒	0000-0000	[ 東京都 〇〇区 〇〇-1-1 ΔΔ7パート201号室 ]	〒	0000-0000	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]	[ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ]

2012.04

## 専門的なサービスを行っているハローワークのご案内

(雇用保険の受給手続きは行っておりません。  
雇用保険の手続きは13～14ページのハローワークへお願いします。)



東京労働局HP

### 東京わかものハローワーク

★正社員雇用を希望する「わかもの」を対象に、職業相談・職業紹介のほか、各種セミナーを行っています。  
渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー8階  
電話 03-3409-0328

### 新宿わかものハローワーク

★正社員雇用を希望する「わかもの」を対象に、職業相談・職業紹介のほか、各種セミナーを行っています。  
新宿区西新宿1-7-1 松岡セントラルビル9階  
電話 03-5909-8609

### 日暮里わかものハローワーク

★正社員雇用を希望する「わかもの」を対象に、職業相談・職業紹介のほか、各種セミナーを行っています。  
荒川区西日暮里2-29-3 日清ビル7階  
電話 03-5850-8609

### 東京人材銀行

★管理職、技術職、専門職の職業相談・職業紹介を行っています。40歳以上の管理職・技術職・専門職いずれかのご経験のある方が対象となります。  
千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階  
電話 03-3212-1996

### マザーズハローワーク東京

★子ども連れで利用できる環境を整備し、仕事と子育ての両立を目指す方々の就労支援を行っています。  
渋谷区渋谷1-13-7 ヒューリック渋谷ビル3階  
電話 03-3409-8609

### マザーズハローワーク日暮里

★子ども連れで利用できる環境を整備し、仕事と子育ての両立を目指す方々の就労支援を行っています。  
荒川区西日暮里2-29-3 日清ビル5階  
電話 03-5850-8611

### ハローワーク飯田橋 U-35

★34歳以下の方と、大学生等の方を対象に、求人情報の提供・職業相談・職業紹介を行っています。  
千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター3階  
電話 03-5212-8609

### ハローワーク飯田橋 シニアコーナー

★55歳以上のシニアの方を対象に、職業相談・職業紹介を行っています。  
千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター1階  
電話 03-5211-2360

### 東京新卒応援ハローワーク

★大学(院)・短大・高専・専修学校等の学生(既卒3年以内含む)の方を対象に、求人情報の提供・職業相談・職業紹介・業界セミナーなど各種セミナーを行っています。  
新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル21階  
電話 03-5339-8609

### 八王子新卒応援ハローワーク

★大学(院)・短大・高専・専修学校等の学生(既卒3年以内含む)の方を対象に、求人情報の提供・職業相談・職業紹介・業界セミナーなど各種セミナーを行っています。  
八王子市旭町10-2 八王子TCビル6階  
電話 042-631-9505

### 東京外国人雇用サービスセンター

★日本で就職を希望する外国人留学生の方、専門的・技術的分野の在留資格をお持ちの外国人の方を対象に、職業相談・職業紹介・各種セミナー・在留資格手続きに関する相談を行っています。  
新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル21階  
電話 03(5339)8625

### 新宿外国人雇用支援・指導センター

★就労に制限のない在留資格をお持ちの外国人の方、アルバイトを希望する外国人留学生の方を対象に、職業相談・職業紹介・在留資格手続きに関する相談を行っています。  
新宿区歌舞伎町2-42-10(ハローワーク新宿1階)  
電話 03(3204)8609

**飯田橋公共職業安定所**



〒112-8577 文京区後楽1-9-20 ☎(3812) 8609  
JR総武線・地下鉄東西線・有楽町線・南北線飯田橋駅下車 徒歩5分 大江戸線徒歩1分

**新宿公共職業安定所**  
(西新宿庁舎)



〒163-1523 新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワービル23階 ☎(5325) 9580  
JR山手線新宿駅下車 徒歩2分

**上野公共職業安定所**



〒110-8609 台東区東上野4-1-2 ☎(3847) 8609  
JR山手線上野駅下車 徒歩5分

**池袋公共職業安定所**  
(サンシャイン庁舎)



〒170-6003 豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・3階 ☎(5958) 8609  
JR山手線池袋駅下車 徒歩10分 地下鉄有楽町線東池袋駅下車 徒歩10分

**品川公共職業安定所**



〒105-0012 港区芝大門 1-3-4 芝大門ビル ☎(3433) 8609  
JR山手線 浜松町駅下車 徒歩6分 地下鉄大江戸線・浅草線大門駅下車 徒歩4分

**王子公共職業安定所**



〒114-0002 北区王子6-1-17 ☎(5390) 8611 (給付課)、(5390) 8609 (代表)  
地下鉄南北線王子神谷駅下車 徒歩7分 都営バス王子四丁目下車 徒歩3分

**大森公共職業安定所**



〒143-8588 大田区大森北4-16-7 ☎(5493) 8796 (給付課)、(5493) 8609 (代表)  
JR京浜東北線大森駅下車 徒歩8分

**足立公共職業安定所**



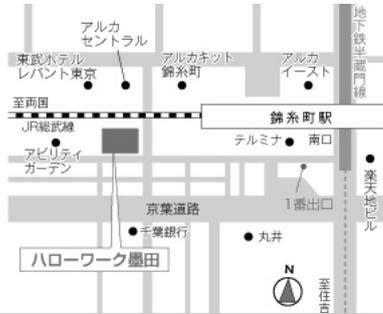
〒120-8530 足立区千住1-4-1 東京芸術センター6階～8階 ☎(3870) 8893  
JR・東武・地下鉄・北千住駅下車 徒歩6分

**渋谷公共職業安定所**



〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 ☎(3476) 8609  
JR山手線渋谷駅下車 徒歩10分

**墨田公共職業安定所**



〒130-8609 墨田区江東橋2-19-12 ☎ (5669) 8609  
JR総武線錦糸町駅・地下鉄半蔵門線錦糸町駅下車 徒歩2分

**青梅公共職業安定所**



〒198-0042 青梅市東青梅3-12-16 ☎ 0428 (24) 8636  
JR青梅線東青梅駅下車 徒歩6分

**木場公共職業安定所**



〒135-8609 江東区木場2-13-19 ☎ (3643) 8603  
地下鉄東西線木場駅下車 徒歩3分 都営バス木場駅前下車 徒歩3分

**三鷹公共職業安定所**



〒181-8517 三鷹市下連雀4-15-18 ☎ 0422 (47) 8649  
JR中央線三鷹駅下車 徒歩14分

**八王子公共職業安定所**



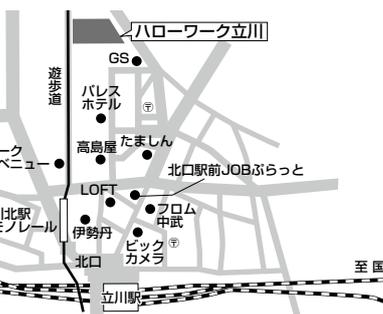
〒192-0904 八王子市市安町1-13-1 ☎ 042 (648) 8656  
JR中央線八王子駅下車 徒歩3分

**町田公共職業安定所**



〒194-0022 町田市森野2-28-14 ☎ 042 (732) 7399  
JR横浜線町田駅下車 徒歩13分 小田急線町田駅下車 徒歩10分

**立川公共職業安定所**



〒190-8609 立川市緑町4-2立川地方合同庁舎1階～3階 ☎ 042 (525) 8609  
JR中央線立川駅下車 徒歩10分  
多摩モノレール立川北駅下車 徒歩8分 高松駅下車 徒歩10分

**府中公共職業安定所**



〒183-0045 府中市美好町1-3-1 ☎ 042 (336) 8666  
京王線府中駅下車 徒歩7分 京王線・JR南武線・分倍河原駅下車 徒歩8分

**お知らせ**

失業給付の受給の手続きにつきましては、  
平日の8時30分から17時15分までとなっております。

# 都内 ハローワーク 一覧

－ 雇用保険の受給手続きは、あなたの住所を管轄するハローワークへ－

(\*主として都内の別のハローワークで求職活動を行う方は、ご相談ください)

あなたの住所	管轄 ハローワーク	所在地 (もより駅)	〔郵便番号〕	電話番号
千代田区、中央区、文京区、大島、三宅島、八丈島などの島しょ地区 (※島しょ地区にお住まいの方は各町村役場で取次ぎをしています)	飯田橋	文京区後楽1-9-20 (JR飯田橋駅)	〔112-8577〕	03-3812-8609(代表)
台東区	上野	台東区東上野4-1-2 (JR上野駅)	〔110-8609〕	03-3847-8609(代表)
港区、品川区	品川	港区芝大門1-3-4 (JR浜松町駅、大江戸線・浅草線大門駅)	〔105-0012〕	03-3433-8609(代表)
大田区	大森	大田区大森北4-16-7 (JR大森駅)	〔143-8588〕	03-5493-8796(給付) 03-5493-8609(代表)
渋谷区、世田谷区、目黒区	渋谷	渋谷区神南1-3-5 (JR渋谷駅、原宿駅、千代田線明治神宮前駅)	〔150-0041〕	03-3476-8609(給付)
中野区、杉並区、新宿区	新宿	新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー23階 (JR新宿駅)	〔163-1523〕	03-5325-9580(給付)
豊島区、板橋区、練馬区	池袋	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・3階 (JR池袋駅)	〔170-6003〕	03-5958-8609(給付)
北区	王子	北区王子6-1-17 (JR王子駅、南北線王子神谷駅)	〔114-0002〕	03-5390-8611(給付) 03-5390-8609(代表)
足立区、荒川区	足立	足立区千住1-4-1 東京芸術センター6階～8階 (JR北千住駅)	〔120-8530〕	03-3870-8893(給付)
墨田区、葛飾区	墨田	墨田区江東橋2-19-12 (JR錦糸町駅)	〔130-8609〕	03-5669-8609(代表)
江戸川区、江東区	木場	江東区木場2-13-19 (東西線木場駅)	〔135-8609〕	03-3643-8603(給付)
八王子市、日野市	八王子	八王子市子安町1-13-1 (JR八王子駅)	〔192-0904〕	042-648-8656(給付)
立川市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	立川	立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎1階～3階 (JR立川駅)	〔190-8609〕	042-525-8605(給付)
青梅市、福生市、あきる野市、西多摩郡、羽村市	青梅	青梅市東青梅3-12-16 (JR東青梅駅)	〔198-0042〕	0428-24-8636(給付)
三鷹市、武蔵野市、西東京市、清瀬市、東久留米市	三鷹	三鷹市下連雀4-15-18 (JR三鷹駅)	〔181-8517〕	0422-47-8649(給付)
町田市	町田	町田市森野2-28-14 (小田急線町田駅)	〔194-0022〕	042-732-7399(給付)
府中市、調布市、多摩市、稲城市、狛江市	府中	府中市美好町1-3-1 (京王線府中駅)	〔183-0045〕	042-336-8666(給付)
東京都にお住まいの船員の方が、引き続き船員のお仕事を希望される場合	東京運輸支局	江東区青海2-7-11 (ゆりかもめテレコムセンター駅)	〔135-0064〕	03-5530-2327

【注】他府県にお住まいの方は、あなたの住所を管轄するハローワーク等で受給手続きをしてください。